

写

《参考》

法学第592号
平成24年8月2日

各学校法人等理事長様
(幼・小・中・高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

私立学校振興費(運営費)補助金の実績報告書の提出について

標記補助金に係る実績報告書の提出については、交付決定の時に通知しているほか、例年、年度末にも「事業完了後速やかに」提出するよう通知しているところですが、関係書類の添付漏れや差替え等が多く生じ、これを補正するために多くの時間を費やしている現状であり、甚だ遺憾です。

また、当該補助金は国庫補助事業であるため、県は国に対し、例年、翌年度の4月10日までに完了実績報告書を提出しなければならず、短期間に、前年度における事業費の額を確定させる必要がありますが、各学校法人等からの県への実績報告書の提出が上記の状況にあるため、額を確定させることが困難な状況です。

については、本年度以降、実績報告書の提出については下記のとおり徹底し、手続に遺漏のないようお願いします。

なお、その他の補助金についても原則同様であることを申し添えます。

記

1 実績報告書の提出期限 当該年度の3月31日まで【厳守】

2 留意事項

別紙のとおり

担当

私学振興担当 三上

Tel 019-629-5042

Fax 019-629-5049

e-mail katsuyoshi-m@pref.iwate.jp

別紙

私立学校振興費（運営費）補助金は、支出済の経費を対象に補助するものであるため、年度末においては早期の事業実施、支払に努め、支出済（見込）額を適切に把握すること。

(1) 収入・支出見込額調べについて

補助金の最終交付額の算定根拠となるため、見込額の算定に当たっては精度を高めるよう努めること。（平成24年4月5日付け法学第26号により通知済。）

ア 提出書類 私立学校振興費支出済額調書（様式2号ア）

イ 提出期限 平成25年2月15日（火）

(2) 実績報告書の作成に当たって

ア 様式第2号アの「支出」欄、別紙3「補助対象経費の内訳」、別紙5収支決算の「うち補助対象経費」欄は一致し、3月31日までに支払済となる額を記載すること。

イ また、特にも、いわゆる「特色事業」等で、実績報告書に支払に係る証拠書類（領収書等）を添付することとしている事業にあっては、証拠書類に事業内容又は事業番号を記載するなど日頃からその整理に努め、実績報告書提出時（3月31日）に添付漏れ等が生じないようにすること。

《支出済額の把握の例》

ア 消耗品費等を購入した場合、支払は2月中に、遅くとも3月上旬までに完了させる。

イ 3月上旬までに支払が完了していない場合、請求書が到着済みで、3月中の支払が確実な経費については実績報告額に含めるが、到着していない経費は実績報告額に含めない。

ウ 給与、保険料（雇用主負担分）、水道光熱費、通信料等の定例的に支払う経費は、月の日数を勘案して前月又は前年度の例を参考に見込額を計上する。